約手当金に相当する額又は積立金を総称する。以下この条及び次条において同じ。）		
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（積立金の確定給付企業年金への移換の申出等）

第百四条の二十二　法第九十一条の二十六第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、連合会は、当該中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、事業主等に提出するものとする。

一・二　（略）

三　第百四条の十五第二号に掲げる脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は第百四条の十八第一項第二号に掲げる終了した確定給付企業年金の加入者期間（次号及び次条第一項第三号において「算定基礎期間等」という。）

四　算定基礎期間等の開始日及び終了日

2　（略）

（中小企業退職金共済法施行規則の一部改正）

第三条　中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　退職金共済契約	第二章　退職金共済契約
第一節～第四節　（略）	第一節～第四節　（略）
第五節　他の退職金共済制度に係る退職金相当額の受入れ等（第六十条―第六十九条の十九）	第五節　他の退職金共済制度に係る退職金相当額の受入れ等（第六十条―第六十九条の八）
第三章～第六章　（略）	第三章～第六章　（略）
附則	附則
（退職金の減額）	（退職金の減額）
第十九条　（略）	**第十九条**　（略）
2　法第十条第五項の申出に係る被共済者について法第十八条の掛金納付月数の通算、法第三十条第一項の受入れ、法第三十一条の三第一項（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。以下この項、第三十条、第六十九条の九第一項、第六十九条の十第一項、第六十九条の十一（同条第二項を除く。）及び第六十九条の十四第三項各号列記以外の部分において同じ。）の移換又は法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の繰入れが行われている場合における法第十条第五項の規定による退職金の減額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額以下の額で、共済契約者が申し出た額によつて行うものとする。	2　法第十条第五項の申出に係る被共済者について法第十八条の掛金納付月数の通算、法第三十条第一項の受入れ又は法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の繰入れが行われている場合における法第十条第五項の規定による退職金の減額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額以下の額で、共済契約者が申し出た額によつて行うものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（積立金の確定給付企業年金への移換の申出等）

第百四条の二十二　法第九十一条の二十六第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、連合会は、当該中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、事業主等に提出するものとする。

一・二　（略）

三　第百四条の十五第二号に掲げる脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は第百四条の十八第一項第二号に掲げる終了した確定給付企業年金の加入者期間（次条第一項第三号において「算定基礎期間等」という。）

（新設）

2　（略）

一・二　（略）